

# 浅野氏広島城入城400年記念事業入城行列・記念式典運營業務仕様書

## 1 浅野氏広島城入城400年記念事業の趣旨

浅野氏が広島城に入城して400年を迎えることを契機とし、県民や広島を訪れた観光客等が江戸時代を中心とした広島の歴史・文化と現代との関わりを知ることで、広島の歴史、文化を再発見し、広島への理解や愛着を深めるとともに、次世代に継承していく機会とする。

## 2 委託業務名

浅野氏広島城入城400年記念事業入城行列・記念式典運營業務

## 3 目的

- (1) 上記1の趣旨を踏まえ、浅野氏広島城入城400年の象徴的な日にあたる令和元年9月15日に記念事業全体の盛り上げにつながるイベントを実施する。
- (2) また、県民が参加でき、子どもや若者、日頃歴史に触れる機会のない人など多くの人に興味を持ってもらえる機会とする。

## 4 実施主体

浅野氏広島城入城400年記念事業推進会議（以下「推進会議」という。）

（事務局：広島県環境県民局文化芸術課・広島市市民局文化スポーツ部文化振興課）

## 5 契約期間

契約締結の日から令和元年10月31日まで

## 6 業務の概要

浅野氏広島城入城行列及び記念式典の実施内容等について具体的な提案を行うとともに、提案事業の企画・運営等を行う。

### (1) 入城行列の実施運営等

日時：令和元年9月15日（日）10時開始

概要：江戸時代の行列を模して、武士、町人、芸人等に扮した県民が市内中心部を練り歩き最終的に広島城跡内に入城する。

#### ア 県民参加型時代行列

- ・コース：柳橋公園～ぶつだん通り～金座街～本通り～元安橋～平和公園

（約1.7キロ、所要時間約40分）※入城行列参加者は本通りで分かれる

- ・参加人数：推進会議メンバー、一般公募による県民を含めて150名

- ① 江戸時代の行列を模して、武士、町人、芸人等に扮した人々が参加可能な県民参加型の時代行列を企画すること。
- ② 時代行列を構成する衣装については全身とし、内容等については江戸時代を再現する必要があるため、現存する文献等を参考に3案作成し、推進会議と協議の上、決定・実施すること。
- ③ 時代行列開始のイベントを企画し、提案すること。
- ④ 時代行列の実施に当たっては、参加者等の安全、行列のスムーズな進行のために、県警と協議の上適切な人数の警備員を配置すること。
- ⑤ 実施に必要な申請・協議を推進会議と連携を取り実施すること。
- ⑥ 運営マニュアル及び警備マニュアルを策定し、推進会議に提出すること。

## イ 入城行列

・コース：鯉城通り（本通りセブンイレブン前～広島銀行本店前）～紙屋町シャレオ地下街～鯉城通り（クレド前～ひろしま美術館前）～（地下道移動）～三の丸～二の丸～本丸（所要時間約1時間40分）

・参加人数：推進会議メンバー等50名

- ① 県民参加型時代行列から分かれて実施する武者行列による広島城跡内への入城行列を企画すること。
- ② 入城行列を構成する衣装については全身とし、内容等については江戸時代を再現するため、現存する文献等を参考に案を3案作成し、推進会議と協議の上、決定し実施すること。（使用する衣装の準備・回収も含む。）
- ③ 入城行列の進行途中、クレド前ふれあい広場において実施する、入城行列をPRする30分程度のイベント案を2案作成し、推進会議と協議の上、内容を決定・実施すること。
- ④ 本丸到着後に実施する、入城行列の締めくくりとなる記念式典のプレイベントを企画し、推進会議と協議の上、内容を決定・実施すること。
- ⑤ 入城行列の実施に当たっては、参加者等の安全、行列のスムーズな進行のために、県警と協議の上適切な人数の警備員を配置すること。
- ⑥ 実施に必要な申請・協議を推進会議と連携を取り実施すること。
- ⑦ 運営マニュアル及び警備マニュアルを策定し、推進会議に提出すること。

## ウ 雨天時の対応について

行列は少雨決行とするが、荒天の場合は推進会議において行列中止の判断をする。

行列中止の場合に入城行列の代替事業として実施する、記念式典を盛り上げるイベントを提案すること。

## (2) 記念式典の実施運営等

・開催時刻：13時30分開始

・会場：JMSアステールプラザ大ホール（1,204席）

・内容

### ① オープニングセレモニー（約10分）

内容については推進会議の選定した出演団体が実施し、出演団体に対する出演料等については、推進会議が負担する。

### ② 主催者挨拶、紹介（約3分）

### ③ 来賓祝辞、紹介（約3分）

### ④ 記念講演（約60分～90分）

推進会議の選定した講師が講演を実施し、講演に対する講演料等については、推進会議が負担する。

### ⑤ その他（式典・講演会の前後にロビーでお茶席実施）

お茶席実施に係る人員・道具等については推進会議が負担する。

・参加者： 推進会議メンバー、行列参加者、一般参加者等

## ア 上記①～⑤についての次に掲げる事項を含む進行・管理業務を実施すること。

- ・照明、音響、映像操作、舞台設営
- ・舞台進行、演出（司会を含む）
- ・看板制作
- ・必要物品等の手配

イ 上記アの業務を実施するための運営マニュアルを策定し、推進会議に提出すること。

(3) 行列参加者等の輸送

上記(1)及び(2)の実施に当たり、行列参加者等の会場間の移動に関するバス等を用いた輸送手段の確保及び運用を行う。

(4) 成果物等

ア 提出形態・期限等

- ・事業報告書（電子データ） 令和元年10月31日（木） 2部
- ・事業報告書（紙媒体） 令和元年10月31日（木） 2部 A4判

※事業報告書には、事業の収支報告書を添付すること。

※事業報告書には、適宜、写真や図を挿入すること。

イ 内容

- ・実施したイベントの内容
- ・事業実施後の所感

## 7 その他

(1) 本業務の実施に当たっては、推進会議との連絡調整を十分に図ること。

(2) 本業務による成果品の著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て推進会議事務局である広島県及び広島市に帰属するものとする。また、広島県及び広島市は、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。

(3) 本業務の実施に当たっての再委託については、次のとおりとする。

ア 受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に推進会議に書面より報告し、承諾を得なければならない。

イ 推進会議から再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を順守させるものとする。

(4) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号）を遵守しなければならない。

(5) 本業務の実施に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守するとともに従事労働者に係る適正な雇用条件の確保に努めること。

(6) 本業務の全ての業務において、適宜、推進会議と協議・調整の上、効果的に実施すること。

(7) その他、本契約の範囲内において、この仕様書に記載のない事項については、関係者において協議し、決定する。